

消費生活緊急情報

第90号

令和6年4月17日

屋根工事トラブル注意報 不安をあおる点検商法にご注意！

【相談概要】

「近所で工事をしている。シンナー臭いと苦情があったので挨拶に来た。」と言って突然業者が訪問して来た。説明の後「2階の瓦が落ちている。点検した方がよい。」と言われた。その後すぐ「監督」という人物がやってきて、点検を依頼していないのに屋根にあがった。撮影した画像を自宅のテレビに映し「瓦がずれ漆喰が落ちている。前回の工事をした残材が残っている。北側の瓦が隣家に落ちると危険だ」等と言われ、心配になり契約した。「解約はしないですよ」と念押しされ、解約しないと行ってしまったが、解約したい。

【アドバイス】

訪問販売の場合、契約から8日以内である場合はクーリング・オフを行うことができます。

突然訪問してきた業者には安易に点検させないようにしましょう。屋根工事を勧誘された場合は、すぐに契約せずに、複数社から見積を取るなど十分に検討しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

〇〇市（町村）消費生活センター

★：相談発生地域